

「鳥栖市応援クーポン券」取扱店を募集します！



鳥栖市では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた地域経済の回復を後押しするため、全市民及び市内宿泊者に市内店舗等で使用できるクーポン券を配布いたします。

また、厳しい子育て環境にある児童扶養世帯及び就学援助世帯を支援するため、当該世帯についてはクーポン券を追加して配布いたします。

つきましては、次のとおり取扱店を募集します。お申込みいただきますようお願いいたします。

応募資格	鳥栖市内に事業所又は店舗があり、営業している中小企業者（※1）。ただし、大型小売店舗（※2）、性風俗営業者、暴力団及び特定の宗教・政治団体と関わる者を除く。
対象業種	飲食業、小売業、サービス業等。 ただし、不動産業、金融商品の取引業、商品券販売業、パチンコ店、性風俗営業等を除く。
申込方法	指定の登録申込書兼誓約書をご記入のうえ、鳥栖商工会議所へFAX、メールまたはご持参ください。なお、登録申込書兼誓約書は鳥栖商工会議所、鳥栖市ホームページからダウンロードできます。
受付締切	7月10日（金）17:00 7月10日以降も随時受け付けますが、全世帯にクーポン券を送付する際に同封する「取扱店一覧」には掲載されません。
その他	登録料は無料です。

※1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること

※2 大規模小売店舗立地法第2条に規定する大規模小売店舗（市内に本社又は本店を有する中小企業者を除く。）

鳥栖市応援クーポン券の概要

クーポン券 1枚の券面額は、500円。1,000円の利用につき1枚使用できます。

配布対象者

- ・市民1人あたり、4枚（2,000円分）配布
- ・児童扶養手当対象児童1人あたり、さらに4枚（2,000円分）配布
- ・就学援助対象小中学生1人あたり、さらに4枚（2,000円分）配布
- ・市内宿泊者1人あたり、2枚（1,000円分）配布

使用範囲 鳥栖市内の取扱店

使用期間 令和3年1月31日（日）まで。なお、クーポン券配布は8月を予定しています。

換金期間 令和3年2月26日（金）まで。

換金方法 佐賀銀行鳥栖支店窓口にて。
（換金手数料は無料ですが、佐賀銀行以外の口座へ入金希望される場合や通帳（佐賀銀行）を持参されない場合は、所定の振込手数料が必要となります。）

【お問合せ先】

○取扱店募集について：鳥栖商工会議所 TEL（0942）83-3121

○クーポン券配布について：鳥栖市商工振興課 TEL（0942）85-3605